

全員協議会 会議録（要点筆記）

日時：令和４年１０月２４日（月）

場所：全員協議会室

午前１０時００分 開会

午前１１時３２分 閉会

【上程議案の補足説明】

１．専決処分 の報告について

（道路管理に起因する事故の和解及び損害賠償の額の決定）

村瀬浩之建設部長：資料に基づき説明

坂井美穂議員：飛散防止対策のコンパネはどのようなものか教えてください。

村瀬浩之建設部長：大きさから言うと１８０センチ×９０センチくらいのベニアの板になります。

坂井美穂議員：１８０センチ×９０センチのコンパネで石が飛ばないように覆うという対策だと思いますが、その大きさのものを設置するのが非常に煩雑な作業であるため、コンパネを使用しなかった事故が繰り返し起きているのではと推測します。煩雑な作業に代替するような新しい方法について調査を行うまたは、取り入れる予定はありますか。

村瀬浩之建設部長：全国調査を行います。業者はキャスター付きの飛び石防止ネットを使って作業をしており、安易に移動ができるため作業性が上がるものです。同じものを早速購入し、この事故後は作業しています。

坂井美穂議員：今後は今回のような事故は起こらないと考えてよいですか。

村瀬浩之建設部長：今後飛び石事故が起こらないように徹底していきます。しかしながら、完全に防げるものではないと思っていますので最新の注意を払い、対策をしっかりと徹底して行っていきたいと思っています。

坂井美穂：今回の様にその施策が必要にも関わらず、対策しなかったがために起きてしまったとうことは無くなるということでしょうか。

村瀬浩之建設部長：これまでは、作業員が現場に行き判断することになっていました。今後は要望を受けた土木課の職員が現場を必ず見に行き、その時点で対策が必要かどうかを判断のうえ作業指示をするということにしていくことで、対策を忘れるということは起きないと考えています。

鈴木健一議員：飛散防止をする人員が不足していることはないですか。

村瀬浩之建設部長：通常道路管理を業者に委託して実施しているのですが、その間にも住民から出てくる要望に対して迅速に対応するためにすぐやる隊は出来た組織です。すぐやる隊が行う作業量はコントロールしていますので、人員が足りないことが理由で今回のような事故が起こっていることではないと考えます。

新美保博議員：今回の事故は委託業者ではなく公の事業で行っている「すぐやる隊」が起こした事故。問題は職員のＯＢが中心となって作業にあたっていますが、機械管理から安全管理をすること自体に無理があるのではないですか。専門業者へ委託し、（飛び石等の飛散防止対策を）責任をもってやってもらうべきではないですか。すぐや

る隊がいい加減な作業をしているとは思いますが、責任管理面が欠如しているように感じます。これまでも何年かに 1 回は必ず出てくる事故となっているため、すぐやる隊にやらせていること自体が問題だと思います。違う方法で対応するとについてどのように考えているのですか。

村瀬浩之建設部長：すぐやる隊のメンバーとしては、職員の O B、アルバイトでやっていただいているが、道路管理については素人であるため専門業者の研修を受けていただき知識を身に着けていただくことを行っています。車の往来や人が多い所など大きな事故に繋がる可能性のある危険な箇所については業者へ作業を委託しています。すぐやる隊については、比較的危険性の少ない場所で作業をしているのですが今回の事故が起こってしまったということです。

沢田清議員：今までは重たいコンパネを使っていたとのことですが、今回の事故を期に安易に持ち運べるネット状のものに換えたということですね。

村瀬浩之建設部長：ネットのキャスター付きで移動式のものに換えています。

沢田清議員：それに加えて、駐車されている車にも防御ネットをかけるなどの対策を検討して欲しいと思います。（飛び石の事故については）これまでも何回も繰り返し起こっており、あまりにも発生回数が多いと思います。そもそも、庁内全体（職員）で（作業に関する安全対策への）意識が徹底されていないように感じますがいかがですか。

山本卓美副市長：確かに、一定期間を置いてはこのような専決処分が出るというのは事実で認めざるえないことです。その都度対策はとってきているつもりです。今回は、特にネットを導入し、また造園業者からの研修でスキルを身に着けるなどすることで事故を少しでも減らしていきたいと考えます。ただし、すぐやる隊の制度については、市民から喜びの声を多くいただいていますので、それを続ける中でなんとか事故を減らして市民の方にとってもより良い制度だと言ってもらえるように、もう少し成熟させていきたいと思っていますのでここで今、すぐやる隊による実施を辞めるつもりはありません。

沢田清議員：私もすぐやる隊の制度は賛成です。その中で、事故が 100%起きないことがベストなので対策を徹底して行っていただくようお願いします。

2. 専決処分の報告について

（道路管理に起因する事故の和解及び損害賠償の額の決定）

村瀬浩之建設部長：資料に基づき説明

質疑なし

3. 専決処分の報告について

（職員が関係する事故の和解及び損害賠償の額の決定）

村瀬浩之建設部長：資料に基づき説明

質疑なし

4. 電力・ガス・食料品等価格高騰の支援策（総括）について

①住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金給付事業について

②農業者飼料等価格高騰対策事業について

③キャッシュレス決済ポイント還元事業について

坂元照幸総務部長：資料に基づき説明

竹部益世福祉部長：資料に基づき説明

大山仁志市民経済部長：資料に基づき説明

鈴木健一議員：住民税均等割のみ課税臨時特別給付金給付事業について、転入者など含む自治区に加入されていない方へ市報以外で知らせる方法がありますか。

竹部益世福祉部長：はんだ市報、市ホームページ他、くらし相談室からはお困りの方へお伝えしていきたいと思います。

鈴木健一議員：転入された方へはハガキでお知らせしてはと思いますが、郵送などはいけますか。

竹部益世福祉部長：今回は、給付対象が均等割り世帯となり、4.5%弱くらいの方です。ので転入者全員へのご案内は誤解が生じるのではと思います。

鈴木健一議員：キャッシュレス決済については、PayPay のスマホ決済を使うということですか。

大山仁志市民経済部長：今の状況では、最も利用数の多い PayPay を使う予定をしています。

鈴木健一議員：（キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン実施前に実施する）スマホ決済教室は良い取組みだと思いますが、実施回数を増やす予定はありますか。

大山仁志市民経済部長：基本的には6回の実施で予定していますが、参加できなかった方へは PayPay の利用であればソフトバンクの店舗でも説明していただけますし、デジタル課や商業高校生が実施しているスマホ教室でも教えていただけるので、情報提供を行い漏れがないように対応していきます。

伊藤正興議員：キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンについて、今回 PayPay を対象にしているとのことですが、他のキャッシュレスの会社と併用して行うことが技術的に可能なかどうか、また単独の会社としてはこのような事業ができないのかどうか教えてください。

大山仁志市民経済部長：技術的には可能です。ただ、先ほど説明がありましたように上限が 5,000 円について他社とリンクしてカウントすることができないため、キャッシュレスの業者を増やすと、利用者が使える額が増えていくような事が起きます。

伊藤正興議員：今後は、この状況の中を踏まえてこのような還元事業等も結果を見て考えていかれるということでしょうか。

大山仁志市民経済部長：時期と経済状況を見ながらどのような対策を打っていくかという事は検討していくという事になりますが、事業者数を増やすことも一つの選択肢として検討していきます。

加藤美幸議員：スマホ決済教室は1月中旬から下旬に実施されるとのことですが、（教室参加者へのキャンペーンの）周知の期間は十分ですか。

大山仁志市民経済部長：キャンペーン実施期間により近い方が、皆さんに（利用の仕方を）分かっていただけます。早い時期に教室を実施してしまうと、操作方法等を忘れてしまう方も出てくると思いキャンペーンに近い時期に設定をしています。

中村和也議員：農業者飼料価格高騰対策事業について、確定申告をしていない方は領収書等も可とするとの説明でしたが、対象者の中で農業所得が 20 万円以上は必ず確定申告を行わなくてはいけないルールになっていると思います。適正な納税をされて

いない方にも支援をするということになると思いますがいかがですか。

大山仁志市民経済部長：より多くの農業者を助けるという目的で実施するもので、仮にこういうことがあった場合（確定申告をしていない方）は、領収書でも可とする規定を設けましたが、適正な納税がされていない方については（補助の）対象外となります。

中村和也議員：適正な納税がされているかどうかについては、事務手続きの中で行われるということですか。

大山仁志市民経済部長：その通りです。

水野尚美議員：農業者飼料価格高騰対策事業の事業概要に「令和 5 年度も引き続き農業を実施する者」とありますが、これは申請書で該当に丸印を付けるなどして確約をとるということですか。

大山仁志市民経済部長：申請書に記載いただくか項目に丸印を付けていただくことをします。

5. JR 武豊線高架化事業に伴う水路移設工事の施工区分の変更について

大松季也水道部長：資料に基づき説明

質疑なし

【報告案件】

1. 3 か年実施計画について

山田宰企画部長：資料に基づき説明

質疑なし

【その他】

1. 職員の処分について

山田宰企画部長：資料に基づき説明

久世孝宏市長：昨年 6 月に入札談合等に関する不適切行為による懲戒処分を行った所であり信頼回復の途上にあるにもかかわらず、市民の信頼を著しく損なうことが繰り返されてしまいました。管理職の立場にありながら市民の信頼を裏切る行為をしたことは、公務員としての自覚と規範意識が欠如していたと言わずおえず、極めて遺憾であります。市民の信頼回復に向けて全職員に対し、全体の奉仕者としての強い自覚と緊張感を持って職務に専念するよう、より一層綱紀粛正と服務規律の徹底を図り市民の信頼回復に努めて参ります。誠に申し訳ありませんでした。

新美保博議員：処分の内容について、12 回も繰り返し行われたことに対して、停職

1 か月はあまりにも処分が軽すぎないかと思いますが、市長の感想をお聞きます。

久世孝宏市長：停職はすごく重い処分だと思っているところであります。

新美保博議員：事件の概要の中で本件の聞取りとあるが、この聞取りは何回されたのか、また虚偽の報告は何度繰り返されたのか教えてください。

山田宰企画部長：事実確認のために 2 回程本人を呼びましたが、その時にはその様な事実はないと発言でしたので、（この事件の事実については）後ほどドライブレコーダーで確認をしたところ（本人の報告は）事実でないということが発覚し、虚偽であったと判定しました。

新美保博議員：聞取り調査を2回行い、そのうち虚偽の報告は1回され、2回目の報告の時には罪を認めたということですか。

山田幸企画部長：2回とも同じような報告でしたので、2回とも虚偽の報告であったと判断しています。

新美保博議員：確認ですが、ドライブレコーダーからの結果を伝えたとはいえ本人は2回とも聞取り調査で事実を拒否したということですか。

山田幸企画部長：聞取りの中ではドライブレコーダーの記録は分かっていたんですけど、懲戒審査会の中で再度確認したところ、本人から映像が残っているのであればそれは事実です、と申しましたので、その時点で認めたことになります。

新美保博議員：12回も繰り返し行われたことについて、本人が間違っただけをやっているということを自覚していたことの確認が取れてからの処分なのか、又は懲戒審査会が虚偽の報告があったと判断したからなのかどちらですか。

山田幸企画部長：公務に出たついでに、自宅へ寄って何か忘れ物を取りに行ったのか確認はしましたが、本人からは記憶にないとの返事でしたので調査のしようがなく、（ドライブレコーダーからの記録の）事実のみで処分をしました。

新美保博議員：車を貸し出しする管理システムの問題はなかったかについては調べましたか。

山田幸企画部長：本人は土木課の元課長ということもありましたので、土木課職員は車のカギ（スペアキー）を渡してしまったのだと思っています。

新美保博議員：12回も繰り返していたから停職1か月となりましたが、停職期間の基準はありますか。

山田幸企画部長：公用車の私的利用は、公的な物を私的に利用したことになりますので、懲戒基準で言いますと減給が最大です。ただ、今回、虚偽の報告と管理者で立場の人間が行った行為であることで、過重いたしまして停職という判断をしました。

新美保博議員：私的に利用した間のガソリン代、給与などについて本人に請求できると思いますが、どのように考えますか。

山本卓美副市長：その議論については、懲戒審査会でもありました。顧問弁護士の意見を聞く中で、それを請求するには根拠が必要とのことでした。例えば、公務を離脱したのは何時から何時まで、何時間何処にいたかをきちんと走行距離までも含めて出さないとガソリン代や休みの請求ができないだろう、と言うのが判断です。確かにやったことは事実ですが、具体的なことについてはこちらにも立証責任があります。本人からは覚えていない、と言われてしまうと立証するすべがないので請求できないのが現実です。その分、過重をして本来は減給処分のところを停職までもっていき最大限重い処分をしたと言うのが懲戒審査会の判断です。

嶋崎昌弘議員：懲戒審査会で降格とならなかったのですか。この処分について職員たちの士気は下がらないですか。また、顧問弁護士からはどのようなアドバイスがあったのですか。

山本卓美副市長：顧問弁護士の意見は、基本が減給だとのことでした。半田市の懲戒処分の基準に基づけば減給が相当だろうが、過重することが出来るという規定を適応するにあたって、今回は、12回繰り返されたことと管理職であるということをもって処分を過重したという所ですので、職員も停職1か月まで行ったという事で相当重い処

分が下されたと認識を持っていると思います。職員の士気についてですが、本来は模範となる管理職がこのような事件を引き起こしたと言うことで、当然ながらその部下である職員の士気は相当低下しており、辛い状況にあるかと思っています。そういった中で、水道部長が事務取扱を行い普段通りの業務が遂行できるように頑張っている最中です。

嶋崎昌弘議員：では、土木課の職員については令和３年６月にあった入札談合等に関する不適正行為も含めると、令和３年度中に２回も不祥事があった中で土木課職員始め、一所懸命やっているとありますが、土木課や下水道課職員の士気をこれからどのように上げていきますか。

山本卓美副市長：半田市の職員が起こした事件でありますので、市全体で重く受け止めて、再犯防止のために全職員が一丸となって綱紀粛正に努めて行く、それから、風通しが悪いのは事実かと思いましたが、何かあった時点で市長、副市長、部長などに話が通るような組織に変えて行けるように、全力で取り組んでいきたいと思っています。

伊藤正興議員：下水道課長が停職１か月の処分を受けている間の職務代行は水道部長でよろしかったですか。

山田宰企画部長：水道部長が兼務して業務にあたることにしています。

伊藤正興議員：停職期間後の１１月２１日からは今回処分を下された課長が下水道課長として復帰されるということでよろしかったでしょうか。

山田宰企画部長：１０月１９日から１１月１８日までが水道部長が兼務する期間です。翌日１９日から水道課長として復帰します。

伊藤正興議員：１８日の翌日は、１１月１９日は土曜日ですので、改めて２１日までと発言したのですが、そのような解釈でよろしかったですか。

山田宰企画部長：下水道課は休日の日も業務があることがありますので、復帰は土曜日となりますが、実際にデスクに戻るのは２１日の月曜日となります。

伊藤正興議員：先ほどからの質問の中にもありましたが、下水道課長が変わらずに今後も下水道課に係る陣頭指揮を執るということでよろしいですか。

山田宰企画部長：そういう事になります。

坂井美穂議員：公用車を使用するにあたって、予約システムの利用など予約を仕組みはありますか。

山田宰企画部長：通常、公用車は共有していますので予約管理システムを使用しています。今回の車に関しては、土木課が管理する専用車でしたので予約システムは使用していませんでした。

坂井美穂議員：公用車は行先や走行距離など使用の記録管理はしていますか。

山田宰企画部長：公用車は使用の記録をつける運転日誌を書くことで管理されており、土木課が所管する車両も同じ運用がされていますが、当該車両のこのケースについての運転日誌の記載がありませんでした。本人からも日誌をつけていなかったとの発言がありましたので、このことについても指導を行いました。

坂井美穂議員：今回は運転日誌の記録のルールが守られていなかったとのことですが、今後は誰も抜け道がないような再発防止に努めてください。

鈴木健一議員：日誌は本人が記載することから、再発防止に努めても抜け道ばかりの

ような気がします。第三者の記録が残るような対策は何かありますか。

副市長：職員のモラルの問題だと思っていますので、意識向上に努めていくとしか言いようがありません。外に出る時は複数名でと言った場合、職務の状況に応じては一人で現場対応することがあるかと思いますので、動きが機能的に出来なくなってしまうので、そのようなことを勘案しながら再発防止ができる形を考えていきます。

これにて全員協議会を終了します。

午前 11 時 32 分 閉会